

議案第78号

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するため、この条例を定めようとする。

関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。